

年金

納めることが困難なときは免除制度を利用しましょう！

長い国民年金の加入期間の間には、経済的な理由などから、どうしても保険料を納められないときもあるかもしれません。

しかし、保険料が未納のままだと、将来の年金額が少なくなったり、場合によっては受けられなくなったりします。そこで、このようなときのために、国民年金には申請による免除制度があります。

これは、申請を行い、社会保険事務所の審査を受け、承認されるものです。承認されると、申請される時期により最大1年間の保険料が免除されます。

申請免除の種類

申請による免除には、次の2つがあります。

全額免除 保険料全額を免除
半額免除 保険料半額を免除

審査

申請人の本人とその配偶者及び世帯主の平成14年中の所

得などにより審査されます。また、天災や失業、倒産などによる理由がある場合も、審査対象となります。

手続に必要なもの

- ① 認印（本人の場合には不要）
- ② 平成15年1月1日に町外に住民票があった方は、平成14年中の所得証明書
- ③ 平成14年4月以降に失業された場合に限り、雇用保険受給者資格者証や雇用保険被保険者離職票、又は離職者支援金の貸付決定通知書

注意点

- ① 平成14年中の所得確認ができませんと、申請できません。
- ② 同一世帯に、申請者の配偶者や別に世帯主がいる場合、その方の所得確認も必要です。
- ③ 承認が1年単位のため、次年度も免除希望の場合は、改めて、申請が必要です。
- ④ 半額免除の場合、残りの半額を納付しなければ半額免除の承認は取り消されます。
- ⑤ 学生の場合は、免除申請ができません。「学生納付特例」の申請をお願いします。

なお、今年度の申請免除の受付は7月から始まります。

申請した日の前月分（ただし、7月以降）からが承認の対象

期間となります。1年間の免除を希望される場合は、必ず、8月末までに申請の手続をお願いいたします。

問い合わせ

役場町民課年金係
☎ 985-4106

介護

**65歳以上の皆さんへ
7月から平成15年度
介護保険料の普通徴収がはじまります**

介護保険料の納め方には、年金から天引きされる「特別徴収」と金融機関などを通じて個別に納付書で納めていただく「普通徴収」の2通りがあります。老齢年金が年額18万円以上（月額1万5,000円以上）の方は特別徴収になり、年額18万円未満の方が普通徴収になります。

ご注意ください！

**こんな時は
普通徴収になります**

○年度途中で65歳になった場合

○年度途中で転入した場合
○年度途中で保険料額や年金

額が変更になった場合
○平成15年4月1日の時点で年金を受給されていない場合
合
などがあります。

保険料の決まり方

※障害年金、遺族年金、老齢福祉年金は、特別徴収の対象となります。

| 段階 | 対象者 | 保険料額 (年額) |
|------|---------------------------------|-----------------------|
| 第1段階 | 生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者（住民税非課税世帯） | 21,600円 (基準額×0.5) |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税の方 | 32,400円 (基準額×0.75) |
| 第3段階 | 本人が住民税非課税の方 | 43,200円 (基準額) |
| 第4段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の方 | 54,000円 (基準額×1.25) |
| 第5段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の方 | 64,800円 (基準額×1.5) |

納期のお知らせ

| 期別 | 納期限 |
|----|-----------|
| 1期 | 7月31日(木) |
| 2期 | 9月1日(月) |
| 3期 | 9月30日(火) |
| 4期 | 10月31日(金) |
| 5期 | 12月1日(月) |
| 6期 | 12月25日(木) |
| 7期 | 2月2日(月) |
| 8期 | 3月1日(月) |
| 9期 | 3月31日(水) |

※普通徴収の方は便利な口座振替をご利用ください。

○口座振替を申し込まれていない方は毎月27日が振替日になります。休日の場合は、翌営業日となります。

問い合わせ

役場介護保険課保険料係
☎ 985-4115

次の大型ゴミの日は

8月17日(日)
です。

地域で決められた場所に7時までに出しましょう。